

# 平成30年台風24号による被害の支援事業について

平成30年11月30日 家畜保健衛生所

国において、平成30年台風24号により被災した農業者に対する支援事業の実施が決定されました。

要望の×切まで期間が非常に短いことが予想されますので、支援を希望される場合は、早急に畜舎等が所在する市町村の農業担当課へご相談ください。

この支援事業の実施主体は市町村です。市町村によって対応が異なる場合がありますので、支援事業の対象となるかどうか、×切期日、必要書類などについて、まず市町村の農業担当課へご相談ください。

また、必要書類等について、家畜保健衛生所でもご相談に乗りますので、どうぞお問い合わせください。

なお、本事業については、市町村による費用負担等が前提となりますので、市町村によっては対応していない場合もあります。

## 【支援事業の概要】

### □事業名

被災農業者向け経営体育成支援事業(平成30年台風24号)

### □助成対象者

平成30年台風24号により農業用施設等が被災し、かつ、市町村から被災証明を受けている方

### □支援対象取組

- 生産または加工に必要な施設で被災したものの復旧、補強
- 生産または加工に必要な施設で被災したものの修繕のため必要な資材の購入
- 生産に必要な施設で倒壊したものの撤去 など

詳しくは市町村の農業担当課にお問い合わせください

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440